

地域清掃活動費等補助金

団体が実施する地域の一斉清掃や側溝清掃、植栽などの環境美化活動にかかる費用の一部を補助します。

どのような清掃活動が対象?

● 補助金を申請することができる団体

- ① 町内会・自治会
- ② 地域コミュニティ協議会
- ③ 老人クラブやPTAなどの地域団体
- ④ 環境美化を推進しようとする団体

● 補助の対象となる経費 (→P12)

清掃活動で使用する軍手などの購入費や、活動中の水分補給を目的とした飲み物代など、環境美化活動にかかった費用が対象となります。

● 補助の対象とならない経費 (→P12)

アルコール類、弁当などの食事類、参加賞として配布する景品に該当するもの（市指定ごみ袋など）、衛生害虫駆除薬剤（スミチオンなど）、清掃の全部委託費用などは補助の対象となりません。

● 補助率 (→P8)

かかった費用の5分の4に当たる額を補助します。ただし、250円×参加人数×5分の4が補助対象限度額となるため、それを超えた場合は、補助対象限度額を補助することとなります。

● 申請

活動終了から1ヶ月以内に行ってください。ただし、短い期間内に複数回清掃活動を行う場合は、申請の煩雑化を防ぐため、複数回分を一つの申請とすることも可能です。該当する場合は、各区役所にご相談ください。

事前協議を忘れずに!!

● 事前協議はなぜ必要?

補助金の申請を予定している場合は、事前協議が必要です。事前協議は、購入する物品などが補助対象になるか確認するものです。事前協議がなく補助対象にならない物を計上した場合は、補助金が支払われません。このようなトラブルを防ぐためにも事前協議は重要です。

● 事前協議の方法

原則として区役所の窓口での協議となります。申請者または代理の方から、職員が聞き取ります。窓口で直接聞き取ることが難しい場合は、電話でも対応いたします。

申請に必要な書類

- ① 地域清掃活動費等補助金交付申請書兼実績報告書
- ② 事業報告書
- ③ 環境美化活動事業収支報告書（I収入・II支出）
- ④ 購入した物品がわかるレシートまたは領収書
- ⑤ 事業の内容が明らかになる写真
- ⑥ 口座振替申込書
(地域課または地域総務課に登録している口座振替申込書がある場合は、添付する必要はありません。)